

一般財団法人日本看護学教育評価機構

評価員の選出に関する規程

2019年8月23日

規程第7号

改正 2019年12月6日 規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）評価事業基本原則第34条に基づき、評価員の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦母体)

第2条 評価委員会委員長は、評価員の候補者を以下から推薦するものとする。

- (1) 機関別認証評価における評価委員等の経験のある者
- (2) 看護学教育プログラムの全体を把握する立場にある者、または経験者
- (3) 看護学教育プログラムのマネジメントに係わる役割・責任を担っている者、または経験者
- (4) 大学内の自己点検・評価活動等の役割・責任を担っている者、または経験者

2 推薦された者は、機構の評価員研修委員会が主催する評価員研修の全課程を原則として受講しなければならない。

(評価員の選任)

第3条 評価員は、機構評価事業基本原則第24条1項4号に定めるところにより、評価員候補者の中から評価委員会が選任する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、総合評価部会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2019年8月23日から施行する。
2. この規程の改正は、2019年12月6日から施行する。